

ちくほう 労働者支援だより



日曜労働相談会のご案内

解雇、賃金未払い、いじめやパワハラなど、労働問題に関するご相談をお受けします。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

【日 時】 **令和7年6月22日(日)**

10:00~18:00 まで(受付は17:30 まで)

【場 所】 **福岡県筑豊労働者支援事務所**

飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電 話】 **0948-22-1149**

◎予約優先(予約なしでも可)。

◎来所のほか、電話相談もお受けしています。

(労働者・使用者いずれの相談も対応いたします。)

◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。



秘密厳守



相談無料

労働相談(無料)のお知らせ



筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、職場のいじめなどの労働問題についての相談をお受けしています。労働者及び使用者どちらからの相談にも対応しています。

通常相談 (来所・電話)	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15	筑豊労働者支援事務所 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階 飯塚市新立岩8番1号	相談電話 0948- 22-1149
夜間電話相談	毎週水曜日（祝日の場合は翌日） 17：15～20：00		
メール相談受付	随時受付 ※回答は電話等で行います	専用メールアドレス chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp	

★出張労働相談も実施しています。

前日12時までの予約が必要です。予約電話番号 0948-22-1149(筑豊労働者支援事務所)

宮若市: 毎月第2火曜日 13:00~16:00 【会場: 宮若市役所 会議室】

直方市: 毎月第3火曜日 13:00~16:00 【会場: 直方市役所 1階市民相談室】

田川市: 毎月第4水曜日 13:00~16:00 【会場: 田川市役所内会議室】

嘉麻市: 随時受付 【会場: 嘉麻市役所本庁舎 会議室】

※直方市、田川市では事前にお申し込みいただければ、上記日程以外でも相談を受付けています。

★職場の悩み相談(女性対象、前日12時までの予約が必要です。)

飯塚市: 毎月第1水曜日 10:00~12:00

【会場: イイツカコミュニティセンター又は飯塚市役所 402会議室】

予約電話番号 0948-96-8255(飯塚市男女共同参画推進課)



育児・介護休業法 改正ポイント ～令和7年4月1日施行分のお知らせ～

子の看護“等”休暇の見直し

義務

就業規則等の見直し

- ▶対象となる子の範囲を小学校3年生修了まで拡大
- ▶取得事由の対象に「感染症に伴う学級閉鎖等」、「入園（入学）式、卒園式」を追加
- ▶継続雇用期間6か月未満の労働者を労使協定により適用除外とする規定の廃止

所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

義務

就業規則等の見直し

- ▶請求可能となる労働者の範囲を小学校就学前の子を養育する労働者まで拡大

短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置追加

選択する場合は就業規則等の見直し

- ▶代替措置の方法としてテレワークを追加

※短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

育児・介護のためのテレワーク導入

努力義務

就業規則等の見直し

- ▶3歳未満の子を養育する労働者、要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることを事業主の努力義務化

育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

- ▶公表対象となる企業を、従業員数300人超の企業まで拡大

介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は就業規則の見直し

- ▶労使協定による継続雇用期間6か月未満の労働者を適用除外とする規定の廃止

介護離職防止のための雇用環境整備

義務

- ▶介護休業や介護両立支援制度の申出が円滑に行われるようにするため、事業主に研修の実施、相談窓口設置、事例の収集・提供、利用促進に関する方針の周知のいずれかの措置を講ずることを義務化

介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

- ▶介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
- ▶介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

今後予定している労働相談会



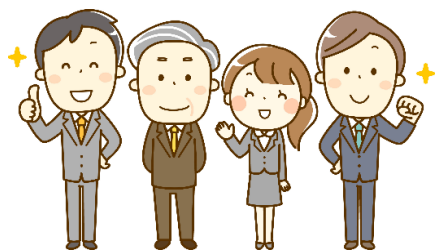
相 談 会	日 時
職場のハラスメント集中相談会	9月24日（水）、25日（木） 9:00～20:00
日曜労働相談会	11月16日（日） 10:00～18:00
解雇・雇止め集中相談会	令和8年2月25日（水）、26日（木） 9:00～20:00

※会場は、いずれも筑豊労働者支援事務所です。電話または面談により対応いたします。
このほか、管内市町村と共催で労働相談会を開催予定です。詳しくは日程が決まり次第、市町村広報誌や当所ホームページ・X(旧ツイッター)でお知らせします。





福岡県筑豊労働者支援事務所からのご提案です。



働き方改革、
はじめませんか？

福岡県働き方改革実行企業

よかばい・かえるばい企業 参加募集中 !!

「よかばい・かえるばい企業」とは「魅力ある職場づくり」を目指して
働き方を見直すための取組を宣言し、実行する福岡県内の企業様です。
筑豊地区では、すでに312の事業者様に参加いただいております。（令和7年3月末現在）

「よかばい」とは、
「余暇【よか】を増やす年休取得推進」と
「良い【＝よか】（good）」という意味です。

Good!



Change!

「かえるばい」とは、
「定時退社【＝かえる】して残業を削減する」と
「変える【かえる】（change）」という意味です。



働き方を変えると・・・

働き方を変えれば会社も社員ももっとハッピーになれる！

- 1 働く環境そのものを見直すことで、生産性と効率性をアップ
- 2 働きやすい環境を作ることによって優秀な人材を確保
- 3 従業員の意欲向上と職場への定着率アップ
- 4 定時退社で家族と過ごす時間の充実
- 5 子育てや介護などライフスタイルに合わせた働き方が選択できる
- 6 心身のリフレッシュが新たな発想・創造性につながる
- 7 社内活性化により、新たな発想が生まれ、事業拡大につながる

☞よかばい・かえるばい企業の宣言をすることで、県の競争入札参加資格審査の「地域貢献活動評価」の加点対象（ただし、登録以外にも要件があります。）になるといったメリットがあります。

御社の皆様の笑顔が、一番のメリットです！



宣言の例としては・・・

- 年次有給休暇を取りやすい職場にします！
- 業務効率化を図り、時間外労働を削減します！
- 子育て、介護をしながら働き続けられる職場にします！
- コミュニケーションを深め笑顔で成長できる職場にします！
- 社員1人1人のキャリア形成を支援する仕組みをつくります！



詳細、参加申込は右下の二次元バーコード、
または、

よかばい企業 筑豊

検索



福岡県の広報部長エコトン
も御社の登録・参加を心か
らお待ちしております ♡



ご説明にもお伺いします。
まずはお電話を。
福岡県筑豊労働者支援事務所
TEL：0948-22-1149

こんなときどうする!?

問題解決への第1歩 ～よくある相談事例から学ぼう～



Q:「会社の売り上げが落ちてきているので、来月から給料を下げる。大変かもしれないが、協力してくれ」と言われた。やむを得ないと受け入れるしかないのでしょうか?

押さえておきたいポイント



- 賃金や労働時間などの労働条件は、労働契約書や就業規則（賃金規定含む）などで、あらかじめ**会社と労働者が対等な立場**で決めておくことが原則です。
- 労働条件を変更する場合も同様に、**会社と労働者が同意**していることが原則です。なお、就業規則を変更する場合は、労働者の過半数で組織している労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の**意見を聴かなければいけません**。

つまり、会社の一方的な判断で、給料を下げることはできません!



解決への第1歩

- ☺ 労働契約書や就業規則、労働条件通知書などで、自分の労働条件を確認しましょう。
→会社から支払われる賃金の内容（基本給や手当など）を把握しておくことが大事です。
- ☺ 変更される内容を確認しましょう。
→賃金のどの部分がどのように変更されるのかを確認しましょう。（例：〇〇手当廃止 など）
- ☺ 会社側と変更についてしっかりと話し合いましょう。
→回避努力はしたのか、この方法を選んだ理由は何か、など説明を受けましょう。

→会社側が説明してくれない、説明を聞いたが納得できない、など疑問や不安が残る場合は、労働者支援事務所にお気軽にご相談ください。

★ 女性の働きたい! を応援します! ★

『福岡県 ママと女性の就業支援センター（筑豊）』

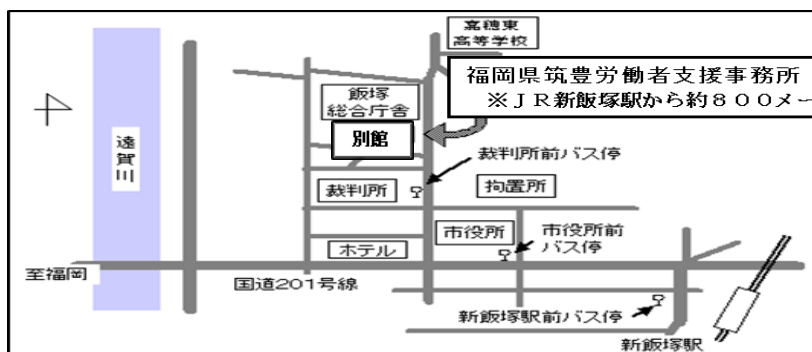
❖子育て中の女性だけでなく、**非正規雇用や求職中の女性**の就職支援を行っています。

就職相談・情報提供、職業紹介に加え、**キャリアプランシート**の作成を支援し、より効果的なキャリア形成の相談を行います。



〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階 筑豊労働者支援事務所内

☎ 0948-22-1681（月～金曜 8:30～17:15 祝日・年末年始除く）



■ 編集・発行 ■

令和7年6月発行

福岡県筑豊労働者支援事務所

〒820-0004飯塚市新立岩8番1号

福岡県飯塚総合庁舎別館2階

TEL: 0948-22-1149

FAX: 0948-22-4118

